

第37回 佐用町議会(定例)会議録 (第6日)

平成22年10月1日(金曜日)

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	総 務 課 長	坪 内 頼 男	企画防災課長	長 尾 富 夫
	税 務 課 長	保 井 正 文	住 民 課 長	谷 口 行 雄
	健康福祉課長	野 村 正 明	農林振興課長	小 林 裕 和
	商工観光課長	前 澤 敏 美	建 設 課 長	上 野 耕 作
	上下水道課長	野 村 久 雄	生涯学習課長	福 本 美 昭
	天文台公園長	黒 田 武 彦	上月支所長	木 村 佳 都 男
	南光支所長	春 名 満	三日月支所長	廣 瀬 秋 好
	会 計 課 長	新 庄 孝	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教 育 課 長	福 井 泉		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 議案第 87 号 工事請負契約の変更について 幕山小学校校舎耐震化補強工事
(委員会付託)
- 日程第 2 . 議案第 88 号 工事請負契約の変更について 久崎小学校校舎耐震化補強工事
(委員会付託)
- 日程第 3 . 議案第 89 号 工事請負契約の変更について 三河小学校校舎大規模改造工事
(委員会付託)
- 日程第 4 . 議案第 78 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について(委員会付託)
- 日程第 5 . 議案第 79 号 佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例について(委員会付託)
- 日程第 6 . 認定第 1 号 平成 21 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について(委員会付託)
- 日程第 7 . 認定第 2 号 平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について(委員会付託)
- 日程第 8 . 認定第 3 号 平成 21 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について(委員会付託)
- 日程第 9 . 認定第 4 号 平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について(委員会付託)
- 日程第 10 . 認定第 5 号 平成 21 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について(委員会付託)
- 日程第 11 . 認定第 6 号 平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について(委員会付託)
- 日程第 12 . 認定第 7 号 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員会付託)
- 日程第 13 . 認定第 8 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員会付託)
- 日程第 14 . 認定第 9 号 平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員会付託)
- 日程第 15 . 認定第 10 号 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について(委員会付託)
- 日程第 16 . 認定第 11 号 平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について(委員会付託)
- 日程第 17 . 認定第 12 号 平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について(委員会付託)
- 日程第 18 . 認定第 13 号 平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員会付託)
- 日程第 19 . 認定第 14 号 平成 21 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について(委員会付託)
- 日程第 20 . 認定第 15 号 平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員会付託)
- 日程第 21 . 認定第 16 号 平成 21 年度佐用町水道事業会計決算の認定について(委員会付託)
- 追加日程第 1 . 発議第 11 号 尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する抗議決議(案)
- 日程第 22 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について

午前 09 時 28 分 開議

議長（矢内作夫君） おはようございます。少し定刻より早いですが、全員お揃いですので、ただ今から始めたいというふうに思います。

早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

9月7日の開会日以来、各常任委員会、特別委員会等にご出席をいただき、慎重審議を賜り、誠にご苦労様ございました。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程 第 1 . 議案第 87 号 工事請負契約の変更について 幕山小学校校舎耐震化補強工事
(委員会付託)

日程 第 2 . 議案第 88 号 工事請負契約の変更について 久崎小学校校舎耐震化補強工事
(委員会付託)

日程 第 3 . 議案第 89 号 工事請負契約の変更について 三河小学校校舎大規模改造工事
(委員会付託)

議長（矢内作夫君） まず、日程第 1 ないし第 3 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 87 号ないし 89 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長、井上洋文君。

〔総務常任委員長 井上洋文君 登壇〕

総務常任委員長（井上洋文君） おはようございます。

ただ今より総務委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

総務常任委員会を去る 9 月 13 日、月曜日、役場 3 階委員会兼控室で午前 9 時 27 分より午前 11 時 52 分まで行い、そのうち現地調査も行いました。

出席者は、井上、高木、松尾、大下、平岡、矢内の計 6 名の委員で、当局より説明のため出席した者は、町長、副町長、教育長、総務課長、教育課長、水谷係長でした。

第 37 回定例会付託案件審査は、議案第 87 号、工事請負契約の変更について、幕山小学校校舎耐震化補強工事、議案第 88 号、工事請負契約の変更について、久崎小学校校舎耐震化補強工事、議案第 89 号、工事請負契約の変更について、三河小学校校舎大規模改造工事の 3 件であります。

それでは、議案第 87 号、工事請負契約の変更について、幕山小学校校舎耐震化補強工事について、ご報告申し上げます。

最初に当局より追加説明があり、特別な追加説明はなく、屋内消火栓、廊下埋込棚、玄関周辺部の舗装、これらの事業は別途にやりましたら、なかなか補助金対象になりません

が、この度、補助対象事業ということで行いますと、説明がありました。

質疑に入り、消火栓の部分、今回、補助金に乗せるために、今回まで延ばしておいた経過があるかと思うんですけれども、こういうことは、早めにした方が良かったのではとありました。答弁に入り、この度の点検の中で、スイッチを入れてもエンジンが起動しなかったということを知り、この事業で急遽対応した等の答弁があったところであります。

討論はなく採決に入り、議案第 87 号は、賛成、挙手全員、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 88 号、工事請負契約の変更について、久崎小学校校舎耐震化補強工事について、ご報告申し上げます。

最初に当局より追加説明があり、地中梁の高さによりまして、割増コンクリートとか補強の鉄筋工がたくさんかかったということで、それに伴います工事もやらなければいけないということが、大きな原因で、大幅な変更になった。あと、トップライトにつきましても、当初は、現場見ただけでいけるというように思っていたが、樋の所をめぐって下地を見たら、老化が進んでいるということで、大きな変更額となったと説明がありました。

質疑に入り、トップライトの関係のところ、3 回ぐらい雨漏り防止の改修をされておるが、今回、よく業者との打ち合わせはできておるのかとありました。答弁に入り、今回は、そういう全体的な大規模改修でやっていますから、相当、かなり精度は高く、工事はできているように思っているけど、何年かすれば、同じように漏る可能性はある。地中杭が 1メートル 20 も深く入っていたようなことは、普通考えられない。本来、途中工事変更なら、その時に変更しておかなくてはならない。完成図にも、残しておかなければならない等の答弁があったところであります。

討論はなく、採決に入り、議案第 88 号は、賛成、挙手全員、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 89 号、工事請負契約の変更について、三河小学校校舎大規模改造工事について、ご報告申し上げます。

最初に当局より追加説明があり、特に、一番変更枠の大きいのは、校舎の屋根部分のアルミ製の笠木の部分、周りを全部行っている。それから、スロープの所の危険な箇所の柵の新設。キュービクルの設置のための、鳥小屋の撤去。教室の背面の柵の天板補修。木製の見切板の新設。カーテンレールの新設等、大規模改修に乗せて、補助対象として実施したいということでの変更契約でありますと、説明がありました。

質疑に入り、笠木の幅は、水漏れはしないかとありました。答弁に入り、モルタル仕上げだったら、ひびが入って、その間から水が入ったりするが、それが、全部かぶせてしまふ等の答弁があったところであります。

討論はなく、採決に入り、議案第 89 号は、賛成、挙手全員、原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 87 号から順次、委員長報告に対する質疑及び討論、採決を続けて行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず議案第 87 号、工事請負契約の変更、幕山小学校校舎耐震化補強工事について、委員長報告に対する質疑を行ないます。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行いません。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 87 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員、よって議案第 87 号、工事請負契約の変更について、幕山小学校校舎耐震化補強工事は、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 88 号、工事請負契約の変更、久崎小学校校舎耐震化補強工事について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 88 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 88 号、工事請負契約の変更について、久崎小学校校舎耐震化補強工事は、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 89 号、工事請負契約の変更、三河小学校校舎大規模改造工事について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 89 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員。よって議案第 89 号、工事請負契約の変更について、三河小学校校舎大規模改造工事は、原案のとおり可決されました。

日 程 第 4 . 議案第 78 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について（委員会付託）
日 程 第 5 . 議案第 79 号 佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例について（委員会付託）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 4 及び第 5 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 78 号及び 79 号については、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、岡本義次君。

〔厚生常任委員長 岡本義次君 登壇〕

厚生常任委員長（岡本義次君） おはようございます。厚生常任委員会の付託案件につきまして、皆様にご報告させていただきます。

平成 22 年 9 月 14 日、火曜日、午前 9 時 28 分から午前 9 時 44 分まで付託案件審査を。場所につきましては、役場 3 階委員会室兼控室。

委員 6 名、岡本、岡本、新田、敏森、石黒、鍋島、各委員、矢内議長。

説明のため出席した者、町長、副町長、消防長、管理課長。事務局、議会事務局長、局長補佐でございます。

議案第 78 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について審議いたしました。

当局の補足説明後、複合型居住施設ということで、グループホーム、このタイプは、佐用町にあるのかという質問に対しまして、佐用町にはありません。2 つ目、自動火災報知設備を設置しないかわりに、住宅用火災警報器を設置するというようなことがあれば、免除かということにつきまして、実用化、商品化に向け技術開発が進んで、間もなく商品化されるという状況で、見越しての条例改正であり、そういう物が出てきた時には、免除の対象になりますということで、討論なしで、採決に入りまして、全員挙手。議案第 78 号は、原案のとおり可決となりました。

引き続きまして、議案第 79 号、佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例につ

いて、当局の説明後、町内に屋外タンク、特定タンクがないということであるが、テクノなんかには、500 キロリットル以上ぐらいはないのですかということについて、ありません。何で、安くなったのかということにつきましては、審査業務の効率化が図られたからですということで、約9パーセント引き下げとなっております。

討論に入りまして、討論なし。採決に入り、全員挙手。議案第79号は、原案のとおり可決となりました。

以上で、報告終わります。

議長（矢内作夫君） 厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第78号から順次、委員長報告に対する質疑及び討論、採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。

まず議案第78号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第78号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第78号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第79号、佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） 質疑ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 79 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 79 号、佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 6 . 認定第 1 号 平成 21 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 7 . 認定第 2 号 平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 8 . 認定第 3 号 平成 21 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 9 . 認定第 4 号 平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 10 . 認定第 5 号 平成 21 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 11 . 認定第 6 号 平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 12 . 認定第 7 号 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 13 . 認定第 8 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 14 . 認定第 9 号 平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 15 . 認定第 10 号 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 16 . 認定第 11 号 平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 17 . 認定第 12 号 平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 18 . 認定第 13 号 平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 19 . 認定第 14 号 平成 21 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 20 . 認定第 15 号 平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 21 . 認定第 16 号 平成 21 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員会付託）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 6 ないし第 21 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

認定第 1 号ないし認定第 16 号については、所管の決算特別委員会に審査を付託しておりますので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員長、平岡きぬ糸君。

〔決算特別委員長 平岡きぬ糸君 登壇〕

決算特別委員長（平岡きぬ糸君） 平成 21 年度決算特別委員会に付託されました認定第 1 号から認定第 16 号の 16 会計について、9 月 8 日及び 9 日に審査を行いました。その結果並びに概要について、報告させていただきます。

委員会は、平成 22 年 9 月 8 日、午前 9 時から午後 5 時 10 分まで開きました。1 日目の委員会では、委員、松尾委員が午後 4 時 54 分から早退し、2 日目は、9 月 9 日、午前 9 時から午後 7 時 18 分まで開きました。委員として、高木委員が、午後 1 時 41 分から 2 時 11 分まで退席。教育長が、午後 5 時 45 分から早退しています。

それでは、一般会計歳入歳出決算。まず、財産に関する調書においては、いわゆる仕組み債の購入については、県の指導が行なわれたのかが問われましたが、ペイオフ対策の一環として金銭信託等への対応を含め、県に相談が行われた旨の報告がされました。また、関連して、現状での仕組み債運用益と通常運用での利率差額が問われ、単年で 469 万円の差益があることが示されました。

次に、歳入の部では、町税においては、災害関連による災害減免措置が適正に行なわれているかが問われ、対象者に対する通知が全てに行なわれていることと、その内容及び未申請に関する状況が説明されました。合わせて、災害関連による減収分の報告も行なわれました。

ゴルフ場利用税交付金においては、ゴルフ場利用税の県における滞納状況の把握時期などについて質問が行なわれましたが、県の決算後でないと詳細を照会することができない旨の説明が行なわれ、現状での調査方法が示されました。

分担金及び負担金においては、タクシー運賃助成事業及び通院等送迎サービス事業の利用状況について説明が求められました。運賃助成事業については、利用者負担の減額はあるものの実人数については増加し、通院等送迎サービス事業については、災害等の影響が利用者の減少につながっていることが報告されました。

使用料及び手数料においては、使用料減免の取扱いが一部の指定管理施設で異なっているため、各施設での公平な運用が指摘されましたが、町の定める徴収規定の範囲で行われている内容が説明されました。

災害関連における廃車された車両の自動車任意保険の還付金の説明が求められましたが、任意保険切替時期の関係から、1 カ月のみの還付分であることが、報告されました。

続いて、歳出の部では、総務費においては、災害業務に関する職員の時間外勤務実態とその手当の支給内容が求められましたが、災害に関しては一人あたり平均 85 時間、全体では 2 万時間を超え、これに対する時間外勤務手当の支給については 25 パーセント程度の支給を行い、それ以外の部分については振替休日等の措置で対応している報告が行われました。また、緊急経済対策として行われた町民の暮らし応援券の利用分析の結果が求められ、取り扱い店舗 283、利用実態では自動車関連が 33.3 パーセント、生活用品 24.1 パーセント、食料品 19.2 パーセント、衣料品関係 8 パーセントといった詳細な分析が示され

ました。指定管理施設に対する赤字補てんを含んだ指定管理料の支出について意見が出され、今後の取り組みとして、各施設の経理状況の公表など、その内容の検討が行われることとなりました。

民生費においては、三日月小学校で実施された、夏季休業期間中の学童保育の利用実態について質問が行われ、23日実施で延べ396人の利用が報告されました。関連して、今後の利用希望者の意向も考慮した実施が求められ、これに対しては、全町での実施に向けた考えが示されました。また、扶助費の関係では中学まで拡充した医療費無料制度のさらなる制度拡大が求められましたが、今後の社会状況も勘案しながら現行制度の維持を努力したい旨の姿勢が示されました。

衛生費においては、コンポスト助成制度の運用について質問が行われましたが、耐用年数経過での交換や破損の買い替えにも対応できる要綱で対応されていることが、説明されました。

農林水産業費においては、農地・水・環境保全向上対策事業における本年度の支出内容と時限立法により来年度終了となる同制度の存続を求める提案が出されました。これに対しては、町においても、兵庫県の協議会や土地改良団体連合会を通じての期間延長の要望を行っている旨の報告が行われました。また、地籍調査事業の進捗状況と国土調査促進特措法の改正に伴う民間活力の導入について質問が行われましたが、平成17年度から始まった事業により、現在の進捗率は約7.5パーセントほどで、ほ場整備での確定測量分を含めると約10パーセントが完了している報告がされ、今後の取り組みについては、実施地域の協力や役場職員体制の関連から、これまで同様の規模で実施したい考えが示されました。

商工費においては、空き家実態調査の内容とふるさと雇用再生基金補助事業の実施内容について質問が行われました。空き家実態調査については、21年度において現況調査が実施され、その後において所有者等の調査を経て貸出等の意向も確認しながらホームページ等での公表となる計画が示されました。また、ふるさと雇用再生基金補助事業については、雇用機会の創出を目的として、5名の雇用を行い、観光PRや観光ポスターの作業業務を行っている報告がされました。また、これに関連して、緊急雇用創出事業での雇用実態の説明も求められました。後継者育成支援事業については、今後の事業展開について、質問が行われ、商工業者における青年部・婦人部を中心とした後継者育成を、今後も引き続き積極的に進める方針が示されました。花火や夏祭りなど各地域の催しの取り組みについての質問も行われました。

土木費においては、中国横断自動車道姫路鳥取線建設期成同盟会負担金の関連として、同同盟会の活動内容の説明が求められると同時に、姫鳥線供用開始に伴い沿線地域での騒音対応が意見として出されました。同盟会の活動としては、まだ未開通区間が存在することから、この区間を含めた全線開通に向けての取り組みが行われている旨の報告がされ、姫鳥線周辺での騒音については、今後一定の基準なども勘案しながら必要な所については要望が行われることが説明されました。急傾斜地崩壊対策事業負担金の関係では、昨年の実施内容と必要箇所での実施見込みについて、また、私道整備補助事業についての質問も行われました。

消防費においては、台風第9号災害検証委員会報酬の関連として、同委員会報告について議会への説明が求められましたが、委員会の設置目的が町防災体制の強化としている点と同報告書については、議会も含めて町に提出されていることから、改めて議会への説明は行われない旨の答弁が行われました。また、消防職員の専門研修について質問が行われ、兵庫県消防学校での危険物科・救助科や救急救命士養成、小型クレーン、小型船舶など消防業務に必要な免許・資格について年次的な計画に基づいて取得をさせている説明が行わ

れました。

教育費においては、通学対策費として計上されている土地使用料及び賃借料について内容説明が求められ、生徒の待合所やスクールバス利用生徒の自転車置き場、マイクロバス置き場としての利用地に対する支出であることが説明されましたが、対象の全てが長期にわたるもので経費面を考慮しての意見が出されました。これについては、開始当初からの経緯も踏まえて土地所有者の理解を得られる場合は解消に向けての取り組みが必要であるとの考えが示されました。また、児童就学援助費の関係では、生活保護費に対する適応基準の率の低下が指摘され、教育委員会評価資料の誤りが訂正されました。これに関連して現行基準の1.3倍が問題として指摘されましたが、生活実態や家族状況を十分に考慮して対応されている旨の説明が行われました。空調機器の整備や社会教育施設の職員配置についての質問もありました。

公債費においては、現行の起債に関して、減少傾向にある人口形態から考えると将来的な負担が増加する懸念が指摘されました。これについては、後年度負担も十分に考慮した中で、過疎債や合併特例債などの有利な起債で対応していることと、長期償還の中でも利率の高いものについては繰り上げ償還などの対応が行われている旨の報告が出されました。

以上、一般会計に関する質疑を終了し、討論採決を行い、賛成多数で原案のとおり認定しました。

次に、国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入において、滞納世帯での短期証と資格証の発行状況が質問され、21年度での発行件数が回答されました。なお、短期証などの発行にあたっては納税折衝を行うため面談での発行を務めている内容も説明されました。歳出では、ジェネリック薬品の希望カードの配布準備について質問が行われましたが、12月頃の保険証の更新時期に合わせて作成される予定が示されました。質疑を終了し、討論採決を行い、賛成多数で原案のとおり認定しました。

次に、老人保健特別会計歳入歳出決算は、第三者納付金の説明が求められましたが、これについては、後期高齢者制度以前の交通事故に伴う第三者行為による損害賠償金として納付されたことが説明されました。質疑を終了し、討論採決を行い、賛成多数で、原案のとおり認定しました。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、広域議会においての制度に対する意見内容が質疑されました。保険料改定については、若干の反対意見もありましたが、国の方針に従い安定した運営が行われるため、特に問題を指摘する意見が無いことが報告されました。質疑を終了し、討論採決を行い、賛成多数で原案のとおり認定しました。

次に、介護保険特別会計歳入歳出決算は、特定高齢者把握事業の説明が求められましたが、特定健診をフォローする形で保健師や栄養士を中心として地域包括センターで対応している内容が示されました。質疑を終了し、討論採決を行い、賛成多数で、原案のとおり認定しました。

朝霧園特別会計歳入歳出決算は、質疑討論がなく、挙手全員で原案を認定しました。

簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、基金に関する説明誤りの指摘、訂正が行われましたが、質疑、討論はなく、挙手全員で、原案を認定しました。

特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、下水道への接続状況が質問され、佐用 90 パーセント、上月 82.73 パーセント、久崎 96.09 パーセント、南光 89.74 パーセント、三日月 95.9 パーセント、全体で 91.81 パーセントの状況が報告されました。また、未接続者については、資金助成制度などもPRして普及に努めている旨が説明されました。質疑討論がなく、挙手全員で、原案を認定しました。

生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算は、計画事業の発注、完了内容が質疑されましたが、討論がなく挙手全員で原案を認定しました。

西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算は、清掃業務に関する業者選定について質疑されましたが、討論がなく挙手全員で原案を認定しました。

笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算は、職員体制と調理にかかわる職員の資格の質疑が行われましたが、討論がなく挙手全員で原案認定をいたしました。

歯科保健特別会計歳入歳出決算は、診療報酬の減額について質問が行われ、歯科衛生士単独での業務となった経過なども説明され、診療日の減少が報酬減額につながっていることが説明されました。また、介護保険での療養管理指導面から歯科予防活動が診療報酬に連動できないかの提案については、手法的には可能な部分もあるが町内の開業医との関係もあることも説明されました。討論がなく挙手全員で原案を認定しました。

宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、質疑討論がなく挙手全員で原案を認定しました。

石井財産区特別会計歳入歳出決算は、質疑討論なく、挙手全員で原案を認定しました。

農業共済事業特別会計歳入歳出決算は、家畜共済について質疑が行われ、獣医の診断書により協議し、共済金は決定する説明がされました。討論なく、挙手全員で原案を認定しました。

水道事業会計歳入歳出決算は、有収率の低下について質問が行われましたが、災害時の排水量が増加したことに伴い有収水量が減少した内容が示されました。討論なく、挙手全員で原案を認定しました。

16 会計の審議の概要を報告させていただきました。委員会会議録全文並びに詳細については、議会事務局で閲覧をお願いします。

以上、本特別委員会に付託を受けました、決算審議の報告とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 決算特別委員長の審査報告は終わりました。

それでは、認定第 1 号から順次、委員長報告に対しての質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いをいたします。

まず、認定第 1 号、平成 21 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行ないます。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 認定第 1 号、平成 21 年度一般会計決算の反対討論をいたします。

まず、昨年 8 月 9 日の豪雨災害で亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますと共に、家屋財産が被害に遭われた被災者の皆さんにお見舞いを申し上げます。共産党は、このような被害を再び起こすことのない体制づくりと共に、災害復旧に全力で取り組んで参ります。

先の豪雨災害では、町長の不適切な対応が、被害の拡大を招いたと言えます。

24 時間最大雨量 326.5 ミリという観測史上最大の雨量とは言え、その対応は、町地域防災計画では、水防指令 2 号が発令され中規模の災害発生が予測される時は、災害対策本部を設置するとしているのにも係わらず、災害対策本部設置は 2 時間以上遅れています。こ

うした中で災害情報の収集と発信が的確に行われませんでした。

具体的な決算内容で、財産調書に関する調査について、有価証券の中に、基金3億円を出資し、5月現在で6,500万円もの評価損を出している仕組み債が計上されておりません。多額の有価証券であり計上すべきであります。

歳入の町税関係では、対前年約3億円の減収となっており、これは一部災害減免の措置の影響もありますが、大半は、町民所得の減額が影響したものであり、このような町民生活が厳しい状況の中での滞納問題解決措置として、強制執行の単純な強行は問題であります。5年経過を阻止するための措置に限定して強制執行することを指摘しておきます。

また、固定資産税では、昨年上月カントリーの延滞金減免問題を厳しく追及いたしましたが、この年度では、他のゴルフ場での滞納金問題があり、税の公平性の観点から早急に解決すべきであります。

負担金では、土木費負担金として、東徳久などの3級町道改良での地元負担金を徴収しております。町道管理は、町行政の責任であると共に、地方交付税に算入をされていることから、地元負担を廃止すべきであります。

使用料では、福祉施設や社会教育施設の使用料問題として、旧町の時から減免されてきたサークル活動での施設利用が有料あるいは引き上げられており、町民生活を、活動を支援する立場から使用料の減免復活を強く求めて参ります。

次に、歳出では、まず昨年の災害救助活動における職員手当で、8月31日までの時間外手当の75パーセントカットが問題であります。町長は、職員組合の善意による処置として説明しておられますが、それなら、なお更、この9月ではなく、昨年の9月時点で、町民に明らかにすべきであり、今回まで議会や町民に明らかにしなかったのは、問題であります。

合併体制整備事業の防犯灯設置は、その内容を町民らに明らかにして進めるべきであり、今回の措置は、説明不足であります。

保育園では、例えば定員150人の佐用保育園のように、この定員に達していないのに、入園、保育士の体制を理由に断るといような条例無視のことが起こっております。当然、条例どおりの体制をつくる責任を果たすべきであります。また、臨時保育士問題は、計画的に正社員化をすべきであります。

農業費では、仁方ほ場整備問題では、町敗訴が確定しています。共産党町議団は、かねてから、この問題の真の解決を求めて町長に要請をして参りました。最高裁への上告を町長が明らかにした時点で、上告をやめよと厳しく指摘していました。当然、判決を尊重し、速やかに解決する責任を果たすべきであります。

また、鳥獣害防止は、委員会等で指摘したように、強力且つ効果的な対応を強く求めます。

商工費では、とりわけ合併による最大の弊害となっている、合併旧町の地域の衰退対策をすすめるべきです。委員会で指摘したように、三日月の花火大会問題は、単に、花火大会の廃止という問題ではなく、旧町の活性化をどうすべきかという根本的な問題として捉えるべきであります。

災害復旧関係の農業費や土木費では、あってはならない農業災害、公共土木災害での査定漏れ問題は、深刻であります。申請や査定提出期限は、実態にあったものにすべきであり、特に、佐用町長は、大災害を受けた町長として、この改善を全国に発信すべきであり、また、被災者生活再建支援は、今回の被災では、甚だ不十分であることが、明白になりました。この問題も町長が強く国や関係機関に求めるべきであります。

最後に、財政全般について、委員会等で明らかになったように、22億4,000万円の公債費の内、76パーセントが、基準財政需要額に算入されるというように、本町における地方

債残高のかなりの部分が返済しなくても良い、つまり交付税に算入されるものであります。この単年度の実質公債比率は 14 パーセントであります。これらの指標からすれば、町長は、もっと積極的に、町民福祉増進政策が取れました。町民からの切実な要望、例えば、保育園や国保税の引き下げ、学校給食の保護者負担の軽減、中学校 3 年までの医療費の完全無料化など、根拠のない財源不足を理由に拒否すべきでないことを指摘して、反対討論といたします。

議長（矢内作夫君） 次に、賛成討論ありますか。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2 番（新田俊一君） 賛成討論です。

認定第 1 号、平成 21 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論をいたします。

本町は、昨年 8 月 9 日の台風 9 号により大災害が発生し、甚大な被害を受け、その後、災害対応に多額の経費を要しています。そのような状況の中において、財政上厳しい中、通常の事業を行いながら、予算執行が的確に処理されております。

佐用町一般会計予算で議決されておりますので、何ら反対の理由がありませんので、平成 21 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成し、賛成討論といたします。

議長（矢内作夫君） 他に。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、賛成討論ですか。

〔岡本安君「賛成」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

12 番（岡本安夫君） 12 番、岡本です。

私は、認定第 1 号、平成 21 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

昨年は、いわゆるリーマンショックに端を発した世界同時不況とも言える中、国においては、政権交代もあり、本町では、8 月 9 日の豪雨による大災害と、本当にこう、大変な年でありました。そのような厳しい中でも、町長は、町民の先頭に立って、佐用町の復興を果たすと決意され、見事に再選を果たされました。

災害関係で約 41 億円もの事業費を使いながら、国の支援措置があったにせよ、財政調整基金 1,600 万円を積み戻しています。このことは、町長が 1 期目から公約されていた健全な財政運営が、これまで徹底されていたことが、証明されたものだと言えます。

そういった中、少子化対策の一環として、佐用保育園と子育て支援センターの建設など、将来を見据えた事業や、佐用町の誇れる外出支援事業なども着実に実行されております。

決算委員会の中では、職員組合が、8 月の時間外手当を一部返上されたという報告もあ

りました。これを見ても、職員、庁舎、皆が一丸となって災害を乗り越えようとする姿勢が表れた決算だと言えます。

全国から寄せられた2億円余りの義援金、1万6,000人を超えるボランティアの汗に報いる意味でも、復興計画と検証委員会の90の提言を着実に実行されることはもとより、査定漏れ、まだ申請されていない災害箇所の手立て。今年から就任されました、町長が、森林組合の組合長に就任されましたけれども、森林組合の強化による災害に強い山林づくり。あるいは今まで続けております協働のまちづくりの核である地域づくり協議会の更なる充実など、監査委員の意見書で指摘された審査のまとめなどを尊重し、創造的復興に向けて邁進していただくことを希望し、賛成討論といたします。

議長（矢内作夫君） 他にありますか。ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより認定第1号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、多数です。よって認定第1号、平成21年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて認定第2号、平成21年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行いません。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 笹田鈴香です。反対討論を行います。

認定第2号、平成21年度佐用町国民健康保険特別会計決算に反対の討論をいたします。

今、異常に高い保険税が、住民を苦しめ、佐用町では、国保の加入世帯の内、3月23日現在、滞納世帯では169件。資格証発行24件、短期証発行64件というのが、予算委員会の答弁でした。ところが、今決算委員会での答弁では、資格証が25件、短期証は123件と、約2倍に増えています。

また、保険証があっても、窓口負担が高く、病院へ行けない、そういった人も出ています。短期証、資格証の発行は、即刻止めるべきです。資格証、短期証だと、病院にも行きにくくなり、受診を抑制してしまいます。

そういった中で、昨年6月議会で、国保税が、1世帯当たり7,070円、1人当たりになると5,688円引上げられました。これは、国保税の引き下げを求める町民の声に背を向けるものです。また、これは、滞納の原因の1つではないでしょうか。

町ぐるみ健診から、特定健診に変わり、今年で、3年目ですが、受診率もあまり伸びて

いません。せめて、町ぐるみ健診の健診項目に戻すべきだと考えます。早期発見、早期治療は、医療費の抑制にもなります。

昨年の9号台風の被災者の国保減免も3月には打ち切りましたが、1年経った今でも、通院している人や、今頃、体調を崩している人もあります。この延長を考えると共に、国保法第44条の具体化をすべきです。

今回、厚労省は、この財政措置を通知しており、佐用町は、この拡大も含め措置することを求めます。歴代政権による国保財政への国庫負担は削減されています。40パーセントから36パーセント、今では、34パーセントまで引き下げられています。しかし、政府は、国庫負担の引き上げに背を向け続けています。国県に、国庫負担の引き上げを強く要望すべきだということを、求めて、反対の討論を終わります。

議長（矢内作夫君） 次に、賛成討論の方ありますか。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、西岡君。

15番（西岡 正君） 認定第2号、平成21年度国民健康保険決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

賛成の理由を2、3述べたいと思います。

先ほど、反対討論の中で、佐用町の国保は非常に高いというお話がございましたけれども、兵庫県には、29市12町、41自治体がありますが、資料によりますと、安い方より11番目。この状況を、この資料を見ました時に、決して高くない。一番安いのが、一番望ましいわけでありましてけれども、財政状況も考えました時に、妥当な国保税だと、私は思っております。

それから、2つ目でありますけれども、21年度の、この決算の総締めくくりの中、多額の不用額、未執行等もございませんし、当初予算、補正予算についても、議会で十分審議をし、認めてきたところでありますので、よって、反対する理由は、見当たりません。

3つ目であります。佐用町の国保加入者は、平均でありますけれども、5,200人余りと記憶をいたしております。中には、社会保険の加入者も多い中、一般会計より1億6,600万円余りの繰入れがなされておると記憶をいたしております。この現状を見る中で、国保税について住民の負担軽減することについて、その努力が伺えます。

以上の3点をもって、本会計が妥当な決算であることを発言し、賛成の討論といたします。

議長（矢内作夫君） 他に、討論ありますか。まず、反対討論はないですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 岡本議員、賛成討論ですか。はい、どうぞ。

3番（岡本義次君） 国民健康保険に賛成討論として、発言させていただきます。

諸外国の、いわゆる、こういう制度がない所につきましては、病気がした時、そしてケガした時、病院に行きたくてもいけないというような、10倍以上の料金をもって、そういうことで、困っております。

今、課長の報告の中にも、また、西岡議員の報告の中にも、兵庫県下においても、佐用町は、そういう高い部類のところには、入っておりません。これは、やはり受益者負担の中で、自分が病気に掛かったり、ケガした時には、当然、それを、それぞれの中で支払って行くべきであると思いますし、それから、一般会計からも、十分繰入れされてですね、それらの措置を図っておられるので、何ら、反対することはないと思って賛成討論いたします。

議長（矢内作夫君） はい、他に討論ありますか。はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより認定第2号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

認定第2号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって認定第2号、平成21年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて認定第3号、平成21年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 16番、日本共産党の鍋島です。平成21年度、老人保健特別会計決算認定の反対討論をいたします。

本会計の基となる老人保健制度は、後期高齢者医療制度の導入により廃止されたため、この決算は、廃止までの精算を行うものであります。確かに、精算だけだという会計処理は、現実の町民生活には影響なく、それこそ、目くじらを立てるほどのものではありませんが、この平成21年度の予算の中で、共産党町議団は、この制度の持つ問題点を指摘し反対いたしました。それは、医療制度としての最悪の欠陥制度であります現在の後期高齢者医療制度は平成12年度で廃止することを、厚労省は打ち出しており、廃止後に求められる高齢者医療制度を考える上では、この会計の制度であります老人保健制度に、ただ戻すだけではなく、それでは、意味がなく、この制度の問題点を改革する必要があることを指摘したわけであり、このため、当然のことながら、今回の討論が、最後の反対討論となります。

そこで、本会計制度の最大の問題は、老人福祉法でいう、高齢者は生きがいをもって健全で安らかな生活を保障される。この理念から逸脱した、非常に不十分な制度であり、公費負担の増額などによる制度改革を行い、元の老人医療費無料制度に復活させることこ

そ必要であり、それを求めて反対討論としておきます。

議長（矢内作夫君） はい、次に、賛成討論の方、ありますか。他に討論はありますか。ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより認定第3号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

認定第3号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、多数です。よって認定第3号、平成21年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて、認定第4号、平成21年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 認定第4号、平成21年度後期高齢者医療特別会計の反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、高齢者の人口増・給付費増に応じて保険料も跳ね上がる自動値上げの仕組みであります。高い負担を無理やり徴収しながら、保険が使える医療に上限をつけ、必要な医療が受けられない制度で、75歳以上を区切って差別するものでもあります。この制度を広域連合議会でも無批判に受け入れた町長の姿勢を批判して反対討論といたします。

議長（矢内作夫君） 次に賛成討論の方、ありますか。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） 認定第4号、平成21年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成します。

後期高齢者医療制度は、平成20年度より始まりました。この制度は、高齢化社会を迎える中、公費負担も取り入れる中で、高齢者だけではなく若年者もある程度の費用負担を行い、長期展望に立った医療保険制度を目指すものであります。

しかしながら、現在の民主党政権では、本制度の廃止との方向を打ち出され、平成25

年度を目途として、新しい保険制度を検討されているところでありますが、現時点では、誰もが納得できる新しい保険制度について、概略すら公表されていない状況であります。

このような中、本町においては、約 4,000 人に近い高齢者の皆さんが、皆さんの多くは、複雑な保険制度の軽減措置などの確な事務処理が行われております。国における制度に課題があったとしても、本決算に反対する理由には当たりません。

よって認定第 4 号、平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に賛成し、賛成討論とします。

議長（矢内作夫君） 他に、討論ありますか。はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより認定第 4 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 4 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって認定第 4 号、平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて認定第 5 号、平成 21 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 日本共産党の笹田鈴香です。

私は、認定第 5 号、平成 21 年度介護保険特別会計決算について、反対の討論をいたします。

本決算の最大の問題は、保険料が 16 パーセントも引き上げが行われたということです。保険料の引き上げはサービスの利用にも影響が出て来ます。これでは保険あって介護なしです。高齢者の負担増を避けるために、当局は、一般会計からの繰入れをするべきです。加入者や利用者にとって、必要なサービスを受けることができる制度に改善することを強く求めて反対の討論といたします。

議長（矢内作夫君） 次に、賛成討論の方。

〔高木君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、高木君。

9番(高木照雄君) 認定第5号、平成21年度介護保険特別会計に賛成し、賛成討論を行います。

65歳以上の高齢化率が県下平均を10パーセント上回る約32パーセントになっている本町の状況の中で、当然、介護ができなくなりつつある中で、高齢者社会として介護サービス、高齢者や支援が必要な老人に対するいきがい対策や介護予防事業の実施など、将来の展望を考え、適切な対策の推進を町行政に要望するところであります。

平成21年度介護保険特別会計決算においては、資料の中に示されているように、年間1,300名ほどの認定事案があり、例年900人が施設入所又は在宅で介護保険サービス等を利用されていると聞いています。

担当課職員に聞きますと、平成19年度、約19億円で、20年度、21年度と毎年1億円近い介護保険給付費が増加している状況だということです。

人口減少が続く中、高齢化率が県下平均より大幅に高いにもかかわらず、要介護認定率は県平均並みと聞きました。また、介護保険額においては、県内で低い方から4番目であり、月額3,600円ということです。また、高い養父市におきましては、1,150円高い4,750円であり、介護保険特別会計の健全運営に努力されていることに素直に感謝し、評価したいと思います。

佐用町高齢者福祉計画に知らされているように、ふれあい、たすけあい、ささえあい、一人ひとりがかがやき、いきいきと暮らせるまち実現のために、更なる本事業の充実を願ひし、町の施策を強化し、頑張っけて取り組んでくれている担当課の職員に感謝し、あわせて、今後なお一層の努力を要望して、賛成し、賛成討論といたします。終わります。

議長(矢内作夫君) 他に、討論ありますか。はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより認定第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第5号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願ひます。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、多数です。よって認定第5号、平成21年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり、認定されました。

続いて、認定第6号、平成21年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第6号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定する

ことに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって認定第6号、平成21年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第7号、平成21年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行ないます。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第7号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって認定第7号、平成21年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり、認定をされました。

続いて認定第8号、平成21年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行ないます。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで、本案についての討論を終結します。

これより認定第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第8号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって認定第8号、平成21年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第9号、平成21年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより認定第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第9号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって認定第9号、平成21年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり、認定されました。

続いて認定第10号、平成21年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第10号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第10号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって認定第10号、平成21年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第11号、平成21年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 11 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 11 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって認定第 11 号、平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて認定第 12 号、平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより認定第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 12 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって認定第 12 号、平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 13 号、平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

す。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 13 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって認定第 13 号、平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 14 号、平成 21 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 14 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) 挙手、全員です。よって認定第 14 号、平成 21 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 15 号、平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行いません。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第 15 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
認定第 15 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって認定第 15 号、平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて、認定第 16 号、平成 21 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長(矢内作夫君) ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。
これより認定第 16 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
認定第 16 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) 挙手、全員です。よって認定第 16 号、平成 21 年度佐用町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

〔西岡君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、西岡君。

15 番(西岡 正君) 動議を提出したいと思います。
動議の内容ではありますが、尖閣諸島海域における中国漁船の領海侵犯に関する抗議決議(案)を、本日の日程に追加され、ご審議をいただきますことを、お願い申し上げます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長(矢内作夫君) ただ今、西岡 正君から、決議案を、日程に追加して議題とするこの動議が提出をされました。賛成者ありますか。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立をいたしました。

ここで、暫く休憩をいたします。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

西岡 正君から、お手元に配布いたしましたとおり、決議案が、文書で提出をされました。

お諮りをいたします。決議案についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

追加日程第1． 発議第11号 尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する抗議決議（案）

議長（矢内作夫君） それでは、追加日程第1、発議第11号、尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する抗議決議（案）を議題といたします。

提案に対する提出者の説明を求めます。15番、西岡 正君。

〔15番 西岡 正君 登壇〕

15番（西岡 正君） 尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する抗議決議に対しての提案理由の説明を申し上げます。抗議決議案を朗読させていただきまして、提案理由の説明とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

去る9月7日午前、尖閣諸島の久場島沖の日本国領海内において、違法操業中の中国漁船が、退去命令を出した第11管区海上保安本部の巡視船に衝突させ、海上保安官の職務を妨害するという由々しき事態が発生いたしました。

尖閣諸島は、日本政府が明治28年に沖縄県への所轄決定をして以来、鯉節工場を操業し、漁業や林業を営んだ経緯がある。昭和36年に中国政府が発行した外国地名手冊には、明確に日本領と記されている。また、大正9年に中国政府から石垣島の住民に宛に感謝状で、日本領と明確に記されていることなどから尖閣諸島が石垣市に属する我が国固有の領土であることは疑問の余地がないところであります。

9月24日、那覇地方検察庁は、公務執行妨害の容疑で逮捕・送検していた同漁船の船長を処分保留で釈放した。今年8月中旬には、1日最大270隻の中国漁船が尖閣諸島海域で確認され、そのうち日本の領海内に70隻程度が侵入している。わが国の漁業者が安心して操業できないという極めて憂慮すべき看過できない事態となっております。

よって、佐用町議会は国民の利益を守る立場から下記の事項について特段の措置を講じよう強く要請する。

記、1、尖閣諸島及び周辺海域がわが国固有の領土及び領海であるという毅然たる態度

を堅持し、中国政府を始め諸外国に示すこと。

2、尖閣諸島周辺海域において、わが国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう適切な措置を講じること。

3、第11管区海上保安本部の監視・警備体制等の体制強化を図ること。

4、中国政府に対し、この事件に関して嚴重に抗議するとともに、再発防止策を講じること。

以上、決議する。平成22年10月1日、兵庫県佐用町議会。

提出先であります。内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、農林水産大臣であります。

この提出に当たりましては、この抗議に当たりましては、衰退していく農林業、また、漁業を考えました時に、私達は、決して対岸の火事とは思えない、そういう状況を考えて、提出させていただきました。質問については、私の知る限りでは、お答えいたしますが、皆さん方におかれましては、十分ご審議をいただき、本案可決していただきますことをお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上です。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する提出者の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、質疑はないようです。これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 原案に反対討論。

〔鍋島君「いやいや、賛成討論」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、それじゃあ、賛成討論。反対討論ないね。はい。

〔鍋島君「よろしいね」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい。

16番（鍋島裕文君） 16番、日本共産党の鍋島です。本案の賛成討論をいたします。

まず、尖閣諸島付近の日本の領海で、外国漁船である中国漁船の不法な操業を領海侵犯事件として海上保安庁が取り締まるのは当然であります。それは、尖閣諸島が歴史的にも国際法的にも日本の領土であるという明確な根拠があるからであります。

歴史的経過を簡単に申しますと、1884年、明治17年に、日本人の古賀辰四郎が尖閣諸島を初めて探検し、翌85年、明治18年に、日本政府に対して、同島の貸与願を申請していました。日本政府は、沖縄県などを通じて、度々現地調査を行った上で、1895年、明治

28年1月14日の閣議決定によって、日本領に編入しました。歴史的には、この措置が、尖閣諸島に対する、最初の領有行為であり、それ以来、現地に、今、説明ありましたように、鰹節工場等が操業されるなど、日本の実効支配が続いています。

国際法で見るなら、所有者のいない無人島など無主の地に対しては、国際法上、最初に占有した、これを先に占めると書いて先占と言うそうですが、この先占に基づく取得及び実効支配が認められています。日本の領有に対し、1970年代にいたる75年間、外国から異議を唱えられたことは、一度もありません。日本の領有は、主権の継続的で平和的な発現という国際法の先占の要件に十分合致しており、国際法上も正当なものであります。

ところが、中国や台湾は、尖閣諸島周辺の海底に石油・天然ガスが大量に存在する可能性があるとの国連アジア極東経済委員会の報告書が1969年、昭和44年に出来るや、台湾が1971年、昭和46年6月11日、中国が、同年12月30日に領有権を主張するにいたったわけであります。

これらの根拠からして、日本政府は第一に、日本の尖閣諸島の領有権は明確な国際法上の根拠があることを国際舞台で明らかにする積極的な活動をすべきであります。

今、この事件を世界的に見るならば、中国の、尖閣諸島は中国領土との強い主張が世界に広がっており、日本政府の、領土問題は存在しないとの主張は、弱腰のコメントとしてしか世界の人には、伝わっていないというのが、外国メディアの見方であり、日本政府は、堂々と歴史的、国際法的な根拠を世界に発信すべきであり、そうすれば、国際世論の支持が得られるのは明白であります。

第2に、今回のような事件の再発防止のため、必要な交渉を大いに進めることが必要です。政府は、現在、尖閣諸島周辺では、日本漁船が安心して操業できない実態を、中国の外交交渉で早急に解消すべきことを指摘し、意見書に賛成いたします。

議長（矢内作夫君） はい、他に、討論ありますか。ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、発議第11号について採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

発議第11号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって発議第11号、尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する抗議決議（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第22．閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第22に入ります。

日程第22は、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りをいたします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔議会議務局長「ちょっと、休憩してください」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） まだ配ってないんか。すいません。暫時休憩して配ります。

午前 10 時 49 分 休憩

午前 10 時 51 分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き会議を続行いたします。
お諮りをいたします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

議長（矢内作夫君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。
お諮りをいたします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、第 37 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会をいたします。

閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る 9 月 7 日より 10 月 1 日、今日まで 25 日間にわたり、平成 21 年度決算審査をはじめ数々の議案の審査をいただきました。

全ての議案が、それぞれ適切妥当な結論を導いていただきました各位のご精励に深く敬意を申し上げますと共に、心より厚くお礼を申し上げます。

特に、決算特別委員会平岡委員長、石堂副委員長には、大変お世話になりました。ありがとうございました。また、町長はじめ、各課担当者の皆様方には、ご協力、ご苦勞に対しまして、深く敬意を表するところであります。

当局におかれましては、今議会、本会議あるいは委員会におきまして、議員各位から述べられました意見、要望等々につきまして、特に考慮されまして、今後の行政運営に十分反映されますよう強く要望するところであります。

これから秋も深まりまして、議員各位には、それぞれご多忙な中だろうというふうに思うんですが、お体には、十分ご自愛をいただきまして、ますますご活躍いただきますことを心からご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもご苦勞様でした。

はい、町長あいさつ。

町長（庵途典章君） それでは、閉会に当たりまして、私からも一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

本 9 月定例議会にもですね、21 年度の決算の認定をはじめ、本当にたくさんの議案を提案をさせていただきました。それぞれ議員の皆さん方には、熱心にご審議をいただき、審査また審議の中で、いろんなたくさんのご意見もいただきましたけれども、それぞれご認定、また、議決をいただき認めていただきまして、ありがとうございました。まあ、審査いただいた中で、いただきましたご意見、また、ご指摘の事項につきましては、今後の行

政執行の中でですね、十分にしっかりと受けて止めて、改善すべき点は、改善し、また、反映をさせていただきたいというふうに考えております。

その中で、町民福祉の向上のためにですね、なお一層また、しっかりとしたまちづくりを行っていくために、職員挙げて努力をして参りますので、今後とも、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、今日 10 月 1 日でございます。佐用町が発足して、丁度今日で 5 年。丸 5 年が経過をいたしました。この新町発足後ですね、本当に、5 年という期間、短いのですがけれども、たくさんの長いことがありましたし、いろんなまあ課題が山積する中で、議員各位におかれましてもですね、いろいろと町のためにですね、まちづくりのために、ご活躍をいただきましたことを、改めて、厚くお礼を申し上げます。

まあ、新町においてですね、まず最初の課題は、新しい町としての行財政運営が、しっかりと基盤をつくるということで、取り組んだわけでありましてけれども、まあ、町の行財政運営も、町民の皆さん、議員の皆さん各位のご協力の中でですね、ある程度まあ、その当初の目的も達成できつつある中での昨年の大水害ということで、本当に予想ができなかった事態が発生をいたしました。まあ、そういう中で、1 年、災害からも 1 年 2 カ月という経過がしたわけですがけれども、この事実をしっかりと受けて止めてですね、この新佐用町、まだ 5 年目です。これから、合併特例期間も折り返し地点に立った、後 5 年、これから将来予想されるですね、非常に厳しい、この町の、佐用町としての置かれた状況、このことをしっかりと踏まえて、町民の皆さんが、また安心して日々、穏やかに暮らせる、そういう町を維持していく、作っていくためにですね、復興の、災害からの復興をですね、新たなまちづくりと捉えて、今後、精一杯、今まで以上に頑張っていきたいというふうに思っております。

この 10 月 11 日にはですね、合併 5 周年を記念して、まだ 5 周年ですので、何も大きな成果なりお祝いをするという形ではありませんけれども、この 5 年間、新町の本当に発足という大きな、これも大きな事業の中でですね、たくさんの方に、大変なご努力をいただきました。そういう方々への感謝と、そして、ようやくまあ、こうして 5 年経過した中でですね、まあ、災害の復興についても、これから本格的な復興に向けて取り組んでいける、ここまで町の復興も進んできたこと、そのことに感謝をし、また、この 5 年間で、いろいろと反省をしながら、次の 5 年間、合併特例期間の間ですね、しっかりとした、本当に、町をつくっていくための、新たな決意をする、そういう、その式典にさせていただきたいというふうに考えておりますので、皆さん方にも、是非、当然、ご出席をいただきまして、そういう趣旨での式典、5 周年を祝っていただきたいなというふうにお願いを申し上げます。

この 5 年間、そういう大きな事態も発生した中であり、いろいろな町民の皆さんの思い、願い、批判、そういうことは、たくさんもう、当然、ありますし、それに対して、大きなまあ、ご批判や、また、いろんな観点での町民の皆さんの、からの、ご意見というものは、私は、町長として、全てをしっかりと受け止めて、町のために、この、そのことを一念にですね、町のためにという思いで、これからも、私に与えられた責務を果たしていきたいというふうに思っております。

まあ、そういう私の思いも酌みとっていただきまして、なお一層、また、ご支援とご協力をよろしくお願いを申し上げまして、この 9 月議会の閉会に当たりましてのお礼のごあいさつにさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

午前 10 時 58 分 閉会